

# 少年の犯罪心理から導く対策

220724 佐藤 綾

1. はじめに
2. 少年の犯罪心理
3. 対策
4. おわりに

## 1. はじめに

刑法犯少年の検挙・補導人員は、平成22年以降、減少傾向で推移していたところ、令和4年から増加傾向に転じ、令和5年12月末の時点では、自動車盗・オートバイ盗・自転車盗等の街頭犯罪が増加している<sup>1</sup>。また、特種詐欺や強盗等の重大な犯罪に加担するいわゆる「闇バイト」や東京都新宿区歌舞伎町の「トー横」で少年による犯罪が横行するなど、少年の犯罪は社会問題となっている。このように、少年による犯罪が時代によって形を変え、無くならないのは大人による適切な対策が講じられていないからであると考えられる。では、この適切な対策とはどのようなものか。それは、少年が犯罪をするに至った心理を理解し、これを応用することで少年が犯罪を思いとどまれるような環境を作っていくことなのではないか。

本稿では、犯罪白書等のデータから少年の犯罪心理を読み解き、そこから適切な少年犯罪の対策を考えていく。

## 2. 少年の犯罪心理

まずは自分の仮説から述べていく。少年法を1年間学ぶ中で、少年自身の孤立が犯罪を引き起こす原因なのではないかと考えた。上記の「闇バイト」や「トー横」での犯罪にしてみても、親を頼ることが出来ない、居場所がない、など少年自身が孤独であるがゆえに犯罪に手を染めざるを得ない環境が出来上がっているのではないか。またこの「孤立」というのは、家庭はもちろんのこと学校も含まれると考える。親によるネグレクト、虐待、学校でのいじめ、友達ができない、といったことは容易に少年を孤独の状態へ陥らせるこ

---

<sup>1</sup> 警視庁 - あなたの街の少年犯罪 (2025年1月17日閲覧)

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/higai/kodomo/shonenhanzai.html>

とが出来る。そして他の大人や教師などの大人に頼るという手段を知らない少年たちが犯罪を犯してしまうのではないか。以上の仮説をもとに、ここからはデータを引用しながら少年の犯罪心理を読み解いていく。

最初に、非行少年は自分のしたことについてどのように捉えているのか。2018年3月から同年4月にかけて少年院20か所で行われた調査の結果を引用する<sup>2</sup>。少年らの事件の要因について、「今回の事件の原因はどこにあると思いますか。主な原因を一つだけ選んで○を付けてください」の設問を用意して、「自分が悪かった」「友だちが悪かった」「家庭が悪かった」「学校がおもしろくなかった」「職場がおもしろくなかった」「相手（被害者）」「その他」の選択肢から選んでもらうと、約8割が「自分が悪かった」（83.0%）と回答している。しかし、「14歳・15歳：女子」に関しては、「家庭が悪かった」が28.6%と他の属性よりも高い値を示している。筆者はこの結果を「低年齢の女子少年において自分自身に対する非行の要因よりも家庭などの社会環境に非行の要因を求める傾向が認められた」としている。これに関して私は、少年はその時の衝動を制御できずに相手のことを考えぬまま突発的に非行に走っていることが多く、その結果自分が悪かったと思っているのではないかと考えた。また、少年自身を取り巻く環境にも何か問題があるのではないかと考えた。

非行少年の多くが虐待を受けていた、というのは近年よくいわれていることであるが、実際に虐待を受けた少年たちはどのような過程を経て犯罪にたどり着くのか。法務省の研究機関である法務総合研究所が2001（平成13）年に発表した調査<sup>3</sup>と、関西大学人権問題研究室の資料<sup>4</sup>をもとに考えていく。なお、前者は10年以上前のものとなるため、注意が必要である。

児童相談所における虐待相談件数は1990年の統計開始以来増加傾向にある。ここにおける虐待とは「児童虐待の防止等に関する法律」が定めるように、「保護者（親権を行う

---

<sup>2</sup> 作田 誠一郎「佛教大学社会学部論集 第73号 18-22頁（2021年9月）」（2025年1月17日閲覧）

<sup>3</sup> 法務総合研究所研究部報告1 - 「児童虐待に関する研究（第1報告）」（2025年2月12日閲覧）

<sup>4</sup> 関西大学人権問題研究室 第109回公開講座 北村由美

「日本における子ども虐待の現状と課題 ―いま私たちにできること―

2022年10月28日（2025年2月12日閲覧）

者、未成年後見人その他の者で児童を現に監護するものをいう。)による児童(18歳未満の者をいう。)に対する身体的な暴行、わいせつな行為、保護者としての監護を著しく怠ること及び著しい心理的外傷を与える言動」とする。法務総合研究所の調査をまとめると、虐待に関しては少年院に在籍する少年の70%以上が小中学生時代に家族から身体的暴力、性的暴力及び不適切な保護態度のいずれか1つを受けたことが分かった。身体的暴力に着目すると、虐待の程度や男女で差はみられるものの、「家出した」「じつとがまんした」「酒を飲んだ・薬物を使用した」「相手にやり返した」という結果に至った。また、身体的虐待経験の表出の有無を尋ねた結果を見ると、虐待の程度に関わらず約半数が誰にも自分の経験を話していなかった。この理由としては、「言っても無駄だと思った」「自分が悪いと思った」「自分で解決しようと思った」「言うとかえってひどい目にあうと思った」といった虐待に対しての諦めのような感情を汲み取れた。

これらから、小中学生時代に家庭という狭いコミュニティの中で虐待を受けるとそれが当たり前となってしまい、虐待を重大な事件だと認識できないのではないかと考えた。その結果、家出をして同様の非行少年とつるんだり酒や薬物に逃げたり、自分の子供にも同様に「躰」として同じことをしてしまったりするのではないかと考えた。

では次に具体的に虐待がもたらす少年への影響についてみていく<sup>5</sup>。ここで挙げられているのは反応性アタッチメント障害や脱抑制型対人交流障害、複雑性心的外傷後ストレス障害、発達性トラウマ障害である。これらは虐待を受けたことにより、人間関係の構築が上手くいかなかったり、行動や感情をコントロールできなくなったりするものだ。このような障害は学校で周囲と友人と打ち解けたり誰かに現状を話したりすることの足枷になってしまうのではないかと考えた。

ここまで様々な視点から非行少年の心理について考えてきたが、総じて私は「孤立」がキーワードになるのではないかと考える。家族がいたとしても、虐待を受け、相談できなかったり、精神的なストレスから学校でも上手くやっていけなかったりと、孤立が少年を非行に走らせる可能性は高い。

### 3. 対策

ここからは上記を踏まえてより有効な対策を考えていく。

まず、虐待を受けた結果、家出をする少年が多くいることが分かった。これに関しては、地域や警察による深夜の見回りを強化し、カラオケや漫画喫茶等の施設に未成年がい

---

<sup>5</sup> 北村・前掲注4 9頁。

ないかを確認することが良いのではないかと考えた。また、最初に「ト一横」を挙げたが、SNSで検索すると埼玉県「大宮界限」や福岡県「警固界限」など、各地域でも少年らの溜まり場ができていることが分かる。これらに警察や児童相談所が積極的に介入するのはもちろん、SNSに留意することも必要な対策である。現在、XやGoogleで「死にたい」など一定の言葉を検索すると悩みを相談できる電話番号が表示されるが、これを応用して家出や薬物、虐待などに関する言葉においてもこの表示がされると、困っている少年が助けを求めやすくなるのではないか。

学校側ができる対策として、生徒に日々の生活で困っていることがないかアンケートを実施したり、健康診断の際に普段見えにくい位置に傷がつけられていないかを確認したりすることで学校側が虐待を認知できるのではないか。そして、長年虐待を受けたことで感覚が麻痺した生徒もいることを考慮し、虐待を悪いものだとする意識を芽生えさせることも必要だと思う。親が子供に対して行う躰は家庭でそれぞれだが、暴力で従わせるのは躰でも教育でもない。一見当たり前のようなことでも、被害生徒にとってはそうではないかもしれない。学校側がいろいろな生徒に配慮し虐待の早期発見をすることが大切である。

また、少年院や児童福祉施設に入所した子供たちには専門的な心理支援を行うべきである。誰かに傷つけられたり孤立したりしない施設の中で大人と接し、親の虐待や自分が犯した犯罪を悪であると認識して二度と同じ過ちを繰り返さないような支援をすることで人間として成長し、自分に子供ができた時に虐待をする、といったことを防げるのではないか。

#### 4. おわりに

少年の犯罪心理から対策を考えてきたが、本来子供とは孤立することなく愛情を受けてまっすぐ成長するものだと思う。私は虐待をされた経験や周囲でそのようなことを聞いたことはないが、こうして調べると多くの子供たちが虐待被害から非行に走っていることが分かった。虐待の相談件数は増加傾向にあり、それを減らしていくのは困難かもしれないが、地域や警察が連携して対策をして少しでも虐待に悩む子供たちが減ってほしいと思う。